



2013年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 岩本 敏男
(コード：9613 東証第1部)
問合せ先 IR・ファイナンス室長 日下部 啓介
(TEL. 03-5546-9962)

株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ

株式会社NTTデータは、平成25年5月8日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度採用及び定款変更の目的

平成19年11月27日付にて全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法	平成25年9月30日(月)を基準日として同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。
(2) 分割により増加する株式数	①株式の分割前の発行済株式総数 2,805,000株 ②今回の分割により増加する株式数 277,695,000株 ③株式分割後の発行済株式総数 280,500,000株 ④株式分割後の発行可能株式総数 1,122,000,000株
(3) 分割の日程	基準日公告日 平成25年9月13日(金) 基準日 平成25年9月30日(月) 効力発生日 平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

- (1) 新設する単元株式の数 上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。
- (2) 新設の日程 効力発生日：平成25年10月1日(火)
※平成25年9月26日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更するものです。

(2) 変更の内容

- ① 定款第6条を変更し、発行可能株式総数を1,110,780,000株増加して、1,122,000,000株とする。
- ② 定款第8条を新設し、単元株式数を100株とする。
- ③ 前記②の新設に伴い、以降の条数を繰り下げる。
- ④ 効力発生日を定めるため、附則を新設する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,122万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11億2,200万株</u> とする。
(新設) 第8条～第31条 (条文省略)	<u>(単元株式数)</u> <u>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(新設)	<u>(附則)</u> <u>第1条 第6条の変更、第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u> <u>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削るものとする。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日：平成25年10月1日（火）

(ご参考)

今回の株式分割は平成25年10月1日を効力発生日としておりますので、平成26年3月期中間配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社 NTT データ

広報部

TEL : 03-5546-8051